

(案)

平成 29 年 月 日

長野市長 加藤久雄様

長野市住宅対策審議会

会長 浅野良晴

若者向け住宅、特定公共賃貸住宅の入居要件等の見直しについて(答申)

平成 28 年 10 月 27 日付け 28 住第 195 号で諮問のありました、
「若者向け住宅、特定公共賃貸住宅の入居要件等の見直し」について、
慎重に審議を重ねた結果、当審議会の意見は、別紙のとおりです。

中山間地域に設置されている若者向け住宅、特定公共賃貸住宅については、空き家が多く、合併により旧町村から引き継いだ住宅で家賃設定等が統一されていなかった。加えて、中山間地域への定住を促進することで地域の活性化を図っていく趣旨も踏まえ、平成26年度に家賃設定及び入居要件見直しの答申に拠り、見直しが実施された。

しかし、見直し実施後も入居率は向上せず、効果が現れているとは言い難い状況にある。

また、市の施策では、人口増加に向け、移住・定住支援や総合戦略に取り組む体制が強化された。さらに、地域においても、住民自治協議会・地域おこし協力隊等の住民による地域資源の発掘、育成、活用に加え、行政（地域きらめき隊員）の活動等、「地域おこし活動」の一層の強化が期待されている。

このような状況を踏まえ、若者向け住宅、特定公共賃貸住宅について、地域定住希望者及び地域おこし活動に携わる者の入居を促進するため、入居要件を緩和すべきと考える。

以上の考え方に基づき、下記のとおり答申する。

記

1 若者向け住宅について

入居を促進するため、住宅困窮要件を緩和すべきである。加えて、地域振興に貢献する者、自治活動の支援者等、地域おこし活動に携わる者の入居について配慮すべきである。

また、住宅の名称について、設置の対象者に合わせた名称に変更すべきである。

2 特定公共賃貸住宅について

入居を促進するため、地域振興に貢献する者、自治活動の支援者等、地域おこし活動に携わる者の入居について配慮すべきである。